

鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 協議会は、全体会議及び専門部会で構成する。

2 専門部会は、医療提供部会、健康づくり部会及びへき地・救急医療部会で構成する。

3 全体会議及び専門部会は、それぞれ次の各号に掲げる人数の委員をもって組織する。

- (1) 全体会議 12人以内
- (2) 医療提供部会 12人以内
- (3) 健康づくり部会 12人以内
- (4) へき地・救急医療部会 12人以内

(協議事項)

第3条 全体会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1中、協議会の「調査審議する事項」欄で定める事項（以下、「調査審議事項」という。）その他必要な事項を協議するものとする。

2 専門部会は、調査審議事項のうち専門的な事項及びその他必要な事項について協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

(1) 医療提供部会

プライマリ・ケアから先進医療までの一貫した医療及び医師の教育、研修等に資するための病診連携の機能強化に関する事項及び精神医療、感染症等個々の疾病対策に関する事項

(2) 健康づくり部会

住民の健康を保持増進するための疾病予防を中心とした家庭、職域等における健康づくりに関する事項

(3) へき地・救急医療部会

救急医療、災害時医療及びへき地医療対策に関する事項

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 全体会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、全体会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第6条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は、部会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

- 第7条 全体会議及び専門部会は、中部総合事務所長が委員長又は部会長の同意を得て招集する。
- 2 全体会議及び専門部会は、各会議に所属する委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、中部総合事務所において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は前条の事務を行う中部総合事務所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に委員である者の任期は、平成26年6月30日までとする。